

金融庁告示第 号

協同組合による金融事業に関する法律第四条の二第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用協同組合の行う事業ために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに第四条の四第六項、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三条の八第一項第一号及び同条第六項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用協同組合連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用協同組合の従属業務を営む会社が信用協同組合のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月十九号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。

平成十四年 月 日

金融庁長官 森 昭治

（定義）

第一条 この告示において「子会社」とは、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する子会社をいう。

2 第二条において「従属業務」とは、法第四条の二第一項第一号イに規定する従属業務をいう。

3 第三条から第六条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」又は「保険会社」とは、それぞれ法第四条の四第一項に規定する銀行、証券専門会社又は保険会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

(信用協同組合の従属業務を営む子会社が信用協同組合のために営む従属業務に関する基準)

第二条 法第四条の二第一項第一号の場合において、従属業務を営む信用協同組合の子会社が、主として当該信用協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第三条の二第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」という。）について、当該信用協同組合（同項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合の役職員を含む。）及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合からの収入があること。

(信用協同組合連合会の従属業務を営む子会社が信用協同組合連合会又はその子会社の営む業務のために営む従属業務に関する基準)

第三条 法第四条の四第一項第四号並びに規則第三条の八第一項第一号及び同条第六項の場合において、従属業務を営む信用協同組合連合会の子会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務について、当該信用協同組合連合会(規則第三条の二第一項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合連合会の役職員を含む。)、その子会社及び当該信用協同組合連合会の会員である信用協同組合からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会又はその子会社である銀行のいずれかからの収入があること。

(証券専門会社等の従属業務を営む子会社が信用協同組合連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社の営む業務のために従属業務を営む信用協同組合連合会の子会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかの基準については、前条の規定を準用する。この場合において、前条第二号中「当該信用協同組合連合会又はその子会社である銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む子会社が信用協同組合連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第五条 保険会社の営む業務のために従属業務を営む信用協同組合連合会の子会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該信用協同組合連合会又はその子会社である銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社」と読み替

えるものとする。

（信用協同組合連合会の従属業務を営む子会社が信用協同組合連合会のために営む従属業務に関する基準
）

第六条 法第四条の四第三項の場合において、従属業務を営む信用協同組合連合会の子会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む信用協同組合連合会の子会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会（規則第三条の二第一項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合連合会の役職員を含む。

）及びその会員である信用協同組合からの収入の額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らない
こととする。